

労務 ROAD

健康診断について

健康診断は、健康を確保する上で大切なものです。
企業は従業員の雇用形態や勤務時間などに合わせて、適切に健康診断を実施する必要があります。
今回は健康診断の法的根拠や健康診断の種類などをご紹介します。

健康診断の受診は企業の義務

企業は労働安全衛生法第 66 条に基づき、医師による健康診断を従業員（次項を満たす短時間労働者を含む）に受診させなくてはなりません。

従業員の健康確保のため、企業側が果たさなくてはならない役割だといえます。

短時間労働者の取り扱いについて

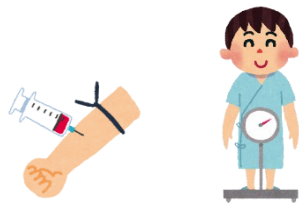
1. 期間の定めのない契約により使用される者であること。なお、期間の定めのある契約により使用される者の場合は、1 年以上使用されることが予定されている者、及び更新により 1 年以上使用されている者。
2. その者の 1 週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の 4 分の 3 以上であること。

➡ **健康診断を実施しないと 50 万円以下の罰金刑を科されるリスクがあります。**
なお、健康診断を実施してもその情報を外部へ漏洩した場合は、罰金刑に加え 6 ヶ月以下の懲役が科される場合があります。

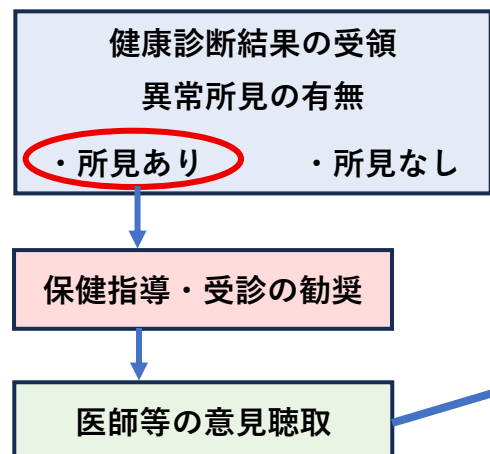
健康診断の検査項目

一般健康診断・定期健康診断の検査項目は以下のとおりです。

1. 既往歴および業務歴の調査
2. 自覚症状および他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査
4. 胸部エックス線検査および喀痰検査
5. 血圧の測定
6. 貧血検査（血色素量および赤血球数）
7. 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GT（ γ -GTP））
8. 血中脂質検査
（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド）
9. 血糖検査（空腹時血糖または HbA1c、やむを得ない場合は随時血糖
（食後 3.5 時間以上経過））
10. 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
11. 心電図検査



健康診断後の措置



事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、①就業場所の変更、②作業の転換、③労働時間の短縮、④深夜業の回数の減少等の措置を講ずる等、適切な措置を講じなければなりません。

【大阪労働局より】

VOL.968
(2508-2)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：井村・池上・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

～中小事業の労働保険事務は
「労働保険事務組合」への加入が便利です！～

●「労働保険事務組合」に加入するメリット

✔ 事業主様や家族従事者の方も労災保険に特別加入することができ、安心して仕事ができます。

✔ 労働保険料の分割払いで負担軽減（年 3 回の分割納付）

✔ 事務の効率化：労働保険の申告・納付等の労働保険事務は、労働保険事務組合が事業主様に代わって処理します。

お問い合わせは、労働保険事務組合（葛城経営研究会）へお気軽にどうぞ！

お知らせ

7 月～9 月にかけて順次夏季休暇をいただきます。日程については各担当より別途ご連絡させていただきます。皆様にはご迷惑をお掛け致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。